

令和4年秋季全国火災予防運動実施要綱

久慈広域連合消防本部

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2022年度全国統一防火標語）

『お出かけは マスク戸締まり 火の用心』

3 実施期間

令和4年11月9日(水)から11月15日(火)までの7日間

4 運動実施機関

久慈広域連合消防本部、久慈消防署、洋野消防署

5 運動推進機関

久慈市、洋野町、野田村、普代村

久慈市消防団、洋野町消防団、野田村消防団、普代村消防団

久慈地区幼少年婦人防火委員会、久慈地区婦人消防協力隊連絡協議会

久慈地域高圧ガス保安対策協議会

6 協賛機関

久慈地区危険物安全協会

7 実施地域

久慈広域連合管内全域

8 重点目標及び具体的な推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進

イ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施

エ 防災品の周知及び普及促進

オ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

カ 地域の実情に即した広報の推進

キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

- ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
 - イ 火災予防広報の実施
 - ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
 - エ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - オ 工事等における火気管理の徹底
- (3) 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進
 - ア 火を使用する設備又は器具の適切な取扱い及び維持管理の周知徹底
 - イ 住宅用火災警報器の設置及び維持管理の周知徹底
 - ウ 消防用設備等の適正な設置及び維持管理の周知徹底
 - エ 地域ぐるみの訓練等の実施の推進
- (4) 放火火災防止対策の推進
 - ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
 - イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
 - ウ 防火対象物における放火火災防止対策の徹底
 - エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施
- (5) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 飲食店における防火安全対策の徹底
 - イ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
 - ウ 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の徹底
 - エ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
 - オ 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
 - カ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底
 - キ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組の促進
 - ク 直通階段が一つの防火対象物の是正指導の徹底
 - ケ 消防法令違反の是正の徹底
 - コ 違反對象物に係る公表制度の推進
 - サ 防火管理体制の充実
 - シ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
 - ス 避難施設等の維持管理の徹底
 - セ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
 - ソ 超大規模防火対象物等における自衛消防活動の実効性向上に係る取組の推進
 - タ 消防用設備等の定期点検及び点検結果報告の推進
 - チ 二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備の放出事故に係る事故防止対策の徹底
- (6) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
 - 製品の適切な使用・維持管理及の徹底及び製品火災に関する注意情報の周知
- (7) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア 催しを主催する者に対する指導

- イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - エ 照明器具の取扱いに係る指導
- (8) その他
- ア エアゾール式簡易消火具の破裂事故等を踏まえた対応
 - イ 住宅用火災警報器及び消火器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための周知
 - ウ 老朽化消火器に関する注意喚起等
 - エ 緩降機や救助袋を使用した訓練及び点検中の安全管理の徹底
 - オ 文化財建造物等の防火安全対策の徹底
 - カ 消毒用アルコールの安全管理の推進
 - キ 在宅酸素療法時の火気使用における注意喚起

9 地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することにより、効果的に火災予防思想の普及を図ることができるもの。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
- ア 消防団員確保をより一層推進することによる地域の火災予防体制の充実
 - イ 女性防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
 - ウ 在留外国人に対する火災予防広報の充実
- (2) 大規模産業施設の安全確保
- ア 当該施設の実態把握
 - イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む）の把握
 - ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
 - エ 事故の発生、対処状況について消防機関へ速やかな通報連絡・情報提供の徹底
- (3) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進
- ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
 - イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
 - ウ 電気機器や燃焼機器等の正しい使用の徹底
- (4) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

10 各署共通する実施事項

令和2年度の「高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策のあり方検討部会」において「住宅防火いのちを守る7つのポイント」から改正された別紙1「住宅防火いのちを守る10のポイント」に関する広報及び放火火災防止対策戦略プランの活用並びに次の事項を実施すること。

- (1) 各消防庁舎等に火災予防懸垂幕、のぼり旗及び立て看板を掲示する。
- (2) 防災行政無線等を活用広報するとともに、市町村広報誌等に掲載依頼し、本運動の推進を図る。
- (3) 防火チラシを配布し、火災予防意識の高揚に努める。
- (4) 防火対象物及び危険物施設に対してポスター掲示等、本運動の実施協力を依頼する。